

考えてみましょう、家の「終活」

まず住んでいるうちに考えること

将来空家にならないように今後について家族で話し合っておきましょう。相談会で事前に専門家に相談しておくのもいいですね。

やむを得ず空家になってしまったら…

空家管理は所有者（管理者）の責務です

家は住んでいないと傷みが早まります。定期的に換気をしましょう。近隣の迷惑にならないよう、草木の剪定・除草を忘れずに。

空家の今後について考えてみましょう

解体するなら

老朽空家の検討をしましょう。老朽空家に認定され、かつ解体した場合に固定資産税の減免が受けられます。

利活用するなら

空き家バンクに登録して売買・賃貸を考えてみませんか？家財処分やリフォームの補助もあります。放っておくと資産価値はどんどん下がります。早めにご相談を！

くらしのQ&A

[今月のテーマ]

一方的に商品が送り付けられたら

Q

注文をしていないのに、私宛にアクセサリーが届きました。どうすればよいでしょうか。(40代・女性)

A

ネガティブ・オプションに注意

注文や契約をしていないのに、一方的に送り付けられた商品については、売買契約は成立していないと考えられます。これは送り付け商法（ネガティブ・オプション）と呼ばれ、消費者には商品を受け取る必要も商品代金を支払う義務もありません。商品は安易に受け取らず、送り状の業者名や連絡先を控えておきましょう。

特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品については、消費者はすぐに処分することができるようになりました。「うっかり受け取ってしまい、開封したり処分してしまった」というような場合、たとえ事業者から商品代金を請求されても支払う必要はありません。もし、支払わなければいけないと誤解して支払ってしまったときは、代金の返還を請求することができます。

「注文していない商品が届いた」というご相談の中には、「家族や親戚からの贈答品」「お祝いや葬儀の返礼品」だった例もあります。一度よく確認し、分からないときは消費生活センターにご相談ください。

問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階）
☎0297 - 25 - 3288



市消費生活センター
イメージキャラクター
まみりん

市では空家対策に取り組んでいます

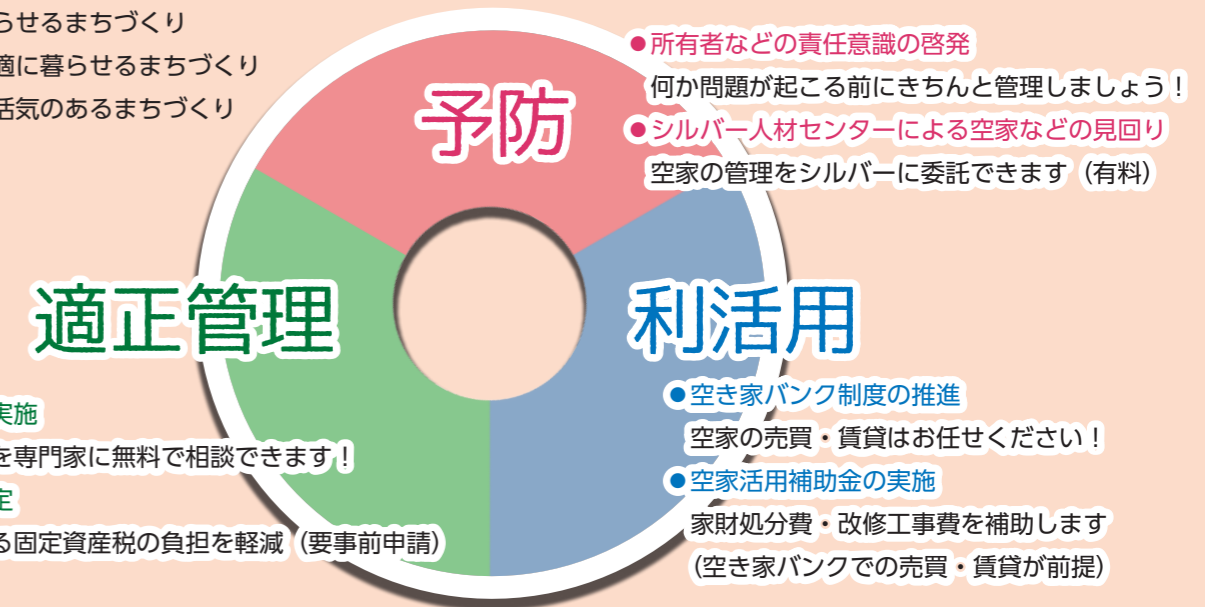
市空家等対策計画を改定しました

全国的に空家などが増加し、大きな社会問題となっています。市では、市民が安全・安心に暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家などの活用を促進し、総合的・計画的な空家対策を推進するため、「つくばみらい市空家等対策

計画」（平成28年度策定）の改定を行いました。空家等対策に係る基本的な方針を定め、「予防」「適正管理」「利活用」の3つの観点から、具体的な施策を進めていきます。

●空家等対策に係る基本的な方針（空家対策により目指す市の方向性）

- ①安全・安心に暮らせるまちづくり
- ②良好な環境で快適に暮らせるまちづくり
- ③空家を活用した活気のあるまちづくり



好評につき2回目！

無料です！専門家による空家の相談会

▶日時：12月11日(土) ※1組あたり45分

①午後1時30分～ ②午後2時30分～ ③午後3時30分～

▶会場：谷和原庁舎2階 第2会議室、第3会議室

▶対象：①市内に空家を所有している方もしくは関係者の方

②今後、市内に空家を所有することが見込まれる方

▶相談方法：個別ブースでの対面による相談

もしくはオンライン（Zoom使用）での相談

▶定員：6組 ※事前申込み、先着順

▶相談員：司法書士、宅地建物取引士、建築士

（相談員3名1組で対応）

▶申し込み方法 ※事前予約制

10月29日(金) 午前8時30分から電話・メールで申し込みを受け付けます。

先着順のため、定員となり次第受け付けを締め切ります。

◇検温、手指の消毒、室内の換気など、新型コロナウイルス感染対策を講じたうえで開催する予定ですが、コロナ禍の状況により、予定を変更または中止となる場合がありますので、ご了承ください。

◆各種問合せ・空家の相談会申込み先

谷和原庁舎開発指導課空家対策室
☎0297 - 58 - 2111（内線5405、5406）
✉kaihatsu01@city.tsukubamirai.lg.jp

あなたの近所の空家情報をお寄せください。管理不十分の空家があれば、所有者に管理をお願いする通知を送ります。